

土門 剛



土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】
1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」(東洋経済新報社)、「穀物メジャー」(共著/家の光協会)、「東京をどうする、日本をどうする」(通産省八幡和男氏と共著/講談社)、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」(東洋経済新報社)などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

どちらかといえば農協に甘い須賀田局長が、こんな「指示」を出したのは、全農の経営体質にすつかりさじを投げてしまったということか。とにかく、過去4年間で6件もの法令違反を繰り返して、その都度、農水省から業務改善命令を受けてきたことは事実である。

今回の事件の悪質さは、過去6件の比ではない。架空取引で公正な米価格形成に泥を塗ったこと、詐欺同然の手段で補助金をだまし取ったこと。これは絶対に許せないことだ。もはや業務改善命令ではなく、相当期間の業務停止命令が相応しい。

同日、石原農務次官は、「(全農の) 解体的出直しを求めていく。全農のあり方を審議する省内組織の設立を検討している」とのコメントを出した。全農のあり方も結構だが、農水省も、なめられつばなしの自らのいたらぬ点を改革するために、論議をすべきではないのか。

常軌を逸した全農の商取引

全農という組織は本当に腐りきっている。全農秋田の中間報告書(4月21日)で読んであらためて実感した。常識では図りきれない商取引が

暴力団の舎弟企業でもこれほど法令に背くことはないのではな
いか。性懲りもなく不祥事を連発し、監督官庁の農水省を呆れさせてきた全農のことである。

いきなり過激な表現を使ったが、全農秋田県本部(旧秋田県経済連)とその子会社がやらかした法律違反、制度無視の超乱脈経営の実態を知ってもらえれば納得いただけ
るだろう。全農秋田のホームペー
ジには、不祥事の概要が「農家から販売を委託されている米を流用

し、子会社の延滞債権の消し込みを
して決算の粉飾を行ったこと。米の
価格を維持するために、物流のない
架空取引を行い価格形成の秩序を乱
したこと。以上の行為により補填金
を不正に収受したこと」と紹介され
ている。

この問題が新聞やテレビなどで報
じられると、全農の種市一正会長ら
全農幹部が4月21日夜、農水省の須
賀田菊仁同省経営局長を謝罪に訪れ
たが、同局長から異例の「指示」を
受けている。

全農の度重なる不祥事に農水さじを投げるか

状態化している。それをチェックするシステムが働いていない。中間報告書の一部を長い引用する。

(1) 株式会社パールライス秋田(以下、「パール秋田」)は、97年から特定県パールライス卸会社(以下、「A社」)を帳合として取引していた株式会社白木商事(以下「白木」、所在地・兵庫県)と取引を開始した。この取引は、当時秋田県経済連の職員(00年にパール秋田の営業課長)により開始されたが、03年7月まで売買基本契約は締結されていない。
(2) 02年4月、白木の取引先の倒

過去4年の全農の不祥事

千切り大根事件	全農チキン事件	八女茶事件
2001年	2002年	2003年
虚偽表示	虚偽表示	虚偽表示

玉ねぎ・米事件	米表示違反事件	組合貿易の黒豚輸入事件
2003年	2004年	2004年
虚偽表示・表示違反	表示違反	偽装販売

産により、白木は経営不振に陥り、02年6月以降、同社からの入金が増滞し始め、パール秋田では、03年5月ごろから、A社を帳合とした白木からの入金が増滞的に延滞するようになっていた。この間の3者の取引におけるパール秋田の処理は、次のとおりであった。

① 白木からの注文により、秋田県本部（以下、「県本部」）から仕入れ、A社宛の請求書が出力されるが、営業課長の指示により、A社に送付しない。

② 営業課長は、白木に当月分の支払い可能な金額を確認し、翌月、別途請求書をパソコンで作成し、A社に送付する。

③ A社は、白木に請求書を送付し、白木からの入金を確認のうえ、その金額をパール秋田に支払う。

(3) 03年6月17日、パール秋田（事業部長と営業課長）とは代金支払い、契約締結など協議したが、この打合せ以降も白木からの入金は延滞が続いたため、パール秋田（専務）は03年9月3日、信用調査を実施し、9月22日の出荷を最後に、A社を帳合とした白木との取引を中止するよう営業課長に命じた。

03年10月末の延滞債権が227百万円となり、パール秋田の専務は11月26日、A社に出向き協議した結

果、A社は白木からの入金後に支払うという約束だったので、債権リスクは負えない。したがってA社から延滞債権を回収することは困難と認識し、03年12月上旬、社長（県部長兼任）に報告した。社長は白木に対し、債権額の確定、返済方法の明確化、資産調査などを命じた。

03年12月12日、パール秋田は、この取引はA社との取引であるが、実質的な債務者は白木であることを確認し、03年8月5日から9月22日までの未払い代金207・5百万円の債務弁済契約を締結した。

(4) 一方、パール秋田の営業課長は、白木との取引を止められていたが、今度は、白木を介在させたままB社と03年11月11日～28日の間、精米192トン（代金60・5百万円）の取引を行った。

営業課長は、この取引の請求・代金決済方法について、取引関係先と書類で明確にしていなかったため、結果としてB社が白木に支払ったこの代金（60・5百万円）は別の取引に充当され、パール秋田に入金されなかった。

パール秋田は04年3月10日、改めて実質的な債務者が白木であることを確認し、白木と12月12日に締結した債務弁済契約の債権残高193百万円と、この60・5百万

円の合計253・5百万円の債務弁済契約を再締結した。パール秋田は、延滞債権の回収にかかる措置について、弁護士などの専門家には全く相談していなかった。

(5) なお、パール秋田と白木との97年から03年までの取引額（B社との取引を含む）は、総額63億円である。A社とは、パールライス三重のことである。通常の民間企業なら、取引相手の信用状況を詳細に調べて、きちんとした契約を交わした後に、取引口座を開設することをルール化して信用事故の発生防止に躍起となっている。そのルールがパール秋田にあつたかどうか知らないが、いずれにせよ組合員から販売の委託を受けている会社とは到底思えない。そして取引相手が多額の焦げつきを発生しても、その処理もせずに取引引きを継続している。常識を疑いたい。

このような乱脈商法が農協系のコマ販売会社の間に蔓延しているのだろうか。コマ流通に詳しい専門家はこう説明してくれた。

「コマ取引にブローカーをかませるのはよくあることです。売り先がなく困っている場合など、ブローカーに販路を見つけてもらうことはよくあります。あるいは、少々訳あり取引にブローカーを介在させたりします。そういう意味で全農のコメ

土門剛の切抜帳

1 直売所を農水省が初調査

雨後のタケノコのごとく増えている直売所。業態は、まさに百花繚乱。商売繁盛店もあれば、閉古鳥が鳴いている店もある。その直売所を農水省が初めて調査した結果を5月11日付け農業協同組合新聞が報じている。

【全国のJA直売所の年間平均販売は8470万円です。そのうち地場農産物の取り扱い割合は62%、今後は地場農産物の取り扱いを『増やしたい』との意向を8割が持っているなどの結果が、農水省の調査で分かった。

農水省の調査では産地直売所は全国で2982（04年度）、そのうち回答のあつた2374直売所の年間販売総額平均は7462万円だった。このうち地場農産物は4759万円が64%を占めている。年間購入者数は15万人未満が31%でもっとも多いが、一方で20万人以上も約10%を占めている。

直売所の設置主体別の内訳ではJAが1262で年間平均販売額は8470万円だった。57%が5000万円未満、5000万円から1億円未満が17%と合わせて約75%を占めた。5億円以上は0・7%。調査では地場農産物の範囲をJAが設置主体の場合はJA管内とし（1県1JAの場合は支所管内）、その地場農産物の取り扱い額は平均額のうち5210万円が62%だった。

雪国の冬場に、青物野菜をどう確保するか。逆に夏場に葉物野菜をどう調達するか。地場産を大切にしつつ、周年品も揃える、これが度を過ぎると他県産の段ボールが目立ちイメージダウンに。どの直売所も直面する深刻な問題だ。

販売と補完関係にあると言えるでしょう。ただパール秋田の場合は常軌を逸しています。上層部とブローカーの間で取引関係を超えた癒着関係があったのでしょうか。そうした関係をチエックできなかった点で腐りきった組織と言えますね」

全農全国本部とパール秋田は、5月5日、コメ横流しに関わったとされる全農秋田の本部長（62）ら計3人を背任容疑で告訴、秋田県警に告訴状を提出した。なぜ同地検に提出しなかったのか。全農は本場に全容を解明する意思があるのだろうか。島村宣伸農水相も「全農に言いたいのは（コメ横流しを）個人の犯罪としてではなく、組織全体の問題と受け止め、厳正に対処してもらいたい」ということ。（一斉点検の）結果によっては刑事告発を行う」と釘を刺している。

全農・農協間の亀裂

農産物などの販売や肥料や農薬などの農業資材を扱う全農は、全国に878（5月1日現在）ある農協のヘッドクォーター的な存在と思われる一方、一般商社と同じ取引業者の一つという側面もあるが、ここ数年、全農と農

協の関係に微妙な変化が生じている。農協が、商社などと比べ価格やサービス面で劣る全農から農業資材を買わない、また農産物を売らないという「全農離れ」が進行している。それは取扱高の急減という結果で表れている。手元にある内部資料の「JAGグループの経済事業の現況」や最新の決算資料から判断すると、93年度の取扱高は6兆4502億円。10年後の03年度は5兆9544億円。数字自体をみれば微減したようにしか見えないが、これには説明が必要だ。この10年間に36経済連が統合。統合した経済連の取扱高を入れれば、2割弱の下げになる。その経済連統合に、全農は組織存亡をかけて取り組んだが、早くも大失敗という評価が定着しつつある。取扱高も多く経営基盤も比較的安定している愛知、静岡、鹿児島が統合にメリットなしと判断。結局、統合に参加したのは経営基盤の弱い経済連が多く、これが全農の経営基盤を弱体化させる大きな原因になった。特に33経済連が統合して初の決算となった02年度は、実質、赤字に近かった。03年度も苦しい決算の基調には変わりない。奇しくも6件の業務改善命令が出されたのは、ちょうどこの期間だ。その裏には、法令に違反して

も収益を確保しなければ、やがて赤字決算に追い込まれて、下手をすれば「民事再生法の適用もあり得る」（農協関係者）という全農幹部の危機感が、不祥事連発の温床となったことは否めない。

しかし、監督官庁をなめきつた不祥事連発の背景には何があるのか。まず思い浮かんだのは、同じく不祥事の果てに経営破綻した雪印を、農水省が全農に救済統合させたことである。

当時、外資による雪印買収計画が進んでいたが、外資による買収は国内の酪農家にマイナスになるという意見が農協関係者から出て、農水省が水面下で全農に吸収統合をさせた経緯があった。下世話な見方をすれば、雪印救済で農水省に「貸し」を作った全農が、法に触れることをやっても、監督官庁は見逃してくれるはずという思いがあったのかも知れない。

全農の法令無視の乱脈経営に怒り心頭の農水省は、筆者に全農再建になにか妙案があるかと逆に聞いてくることもあり、まさに打つ手なしの状態のようである。

この事態の究極の解決策は、農水省が農協組織との腐れ縁を切り、乱脈経営をすれば全農といえども市場から締め出されるという、極めて常識的な解決手法を模索することだ。

2 茶の表示めぐり 産地で意見対立

お茶の産地表示をめぐる茶業界の混乱を報じたのが4月29日付け静岡新聞。

「基準は「静岡茶」などの産地を表示する際、「同一都府県産のお茶の使用割合は50%以上」。ブレンドが主の静岡、京都は使用割合を抑えたいが、鹿児島、三重をはじめ新興産地は産地ブランド化を進めようと「100%」を強く訴えた。信頼を確保しようとした案は産地間の温度差を埋めるための「苦肉の策」だった。

こうした姿勢が見え隠れしたのが消費者団体は猛反発した。1年後、中央会は100%を求める消費者の声を受け入れ、ブレンドした際は「静岡茶ブレンド」などと表示する現在の統一基準をまとめた。

だが「宇治茶」は違った。中央会は周辺産地からも原料を調達している京都の現状を踏まえ、「産地がまたがる際は当事者が話し合って条件を決める」との文言を加えた。当時、この決定を問題視する声は少数だった。今日の混乱の遠因はここにあった。

静岡県茶業会議所などが今年に入り再三、京都に改善を求めると、京都は「統一基準に従えない」と中央会脱退をちらつかせた。すると「京都を追いつめるべきでない。業界全体にマイナス」（流通団体幹部）と「業界の結束」を優先させる動きが見られた。さらに混迷ぶりが広く伝わり始めると、「業界全体のイメージダウンにつながる」（別の流通団体幹部）と京都への強硬姿勢を弱める関係者も出た。

どちらの言い分も理解できる。そこで、外国はどうかを考えてみた。例えば紅茶。これは茶商人が各地から原料茶葉を集めてブレンドして売っている。産地が、その原料茶葉だけで産地銘柄として販売しているケースはあまりないようだ。

辛 上門

側面もあるが、ここ数年、全農と農